

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 福島復興再生特別措置法施行令の一部改正

一 評価委員の任命等

評価委員は、必要の都度、内閣総理大臣が任命するものとする。

(第四十七条関係)

二 機構が承継する国の権利及び義務

福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）が承継する国の権利及び義務は、1又は2に掲げる権利及び義務とすること。

(第四十八条関係)

1 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣の所管に属する物品のうち、それぞれ内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣が指定するものに関する権利及び義務とすること。

2 機構の業務に関し国が有する権利及び義務のうち1に掲げるもの以外のものであって、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣が指定するものとする

こと。

三 機構の役員の欠格条項の対象とならない公務員

1 機構の役員の欠格条項の対象とならない教育公務員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とすること。（第四十九条第一項関係）

2 機構の役員の欠格条項の対象とならない研究公務員は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受けるもののうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級以上の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とすること。（第四十九条第二項関係）

四 機構による出資並びに人的及び技術的援助の対象となる者が実施する事業の範囲

機構による出資並びに人的及び技術的援助の対象となる者が実施する事業は、1から5までに掲げる事業とすること。（第五十条関係）

1 機構における新産業創出等研究開発の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業とすること。

2 機構における新産業創出等研究開発の成果の提供を受けて当該成果を実用化するために必要な研究開発を行う事業であつて、当該成果を実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて行うものとする。

3 機構が機構における新産業創出等研究開発の成果を普及し又は実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて当該成果を実用化するために必要な研究開発を行い又は当該成果を普及し若しくは実用化することについての企画及びあつせんを行う事業とすること。

4 機構における新産業創出等研究開発の成果の民間事業者への移転を行う事業とすること。

5 機構における新産業創出等研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発その他の事業を実施する者に対し、当該者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、機構における新産業創出等研究開発又はその成果の普及若しくは活用の促進に資するものとする。

五 積立金の処分に係る承認申請の手續等

1 機構は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十四号）による改正後の福島復興再生特別措置法第二百一十一条第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書を当該承認に係る次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月二十日までに内閣総理大臣に提出しなければならないものとする事。

（第五十一条関係）

2 機構が政府及び関係地方公共団体にそれぞれ納付すべき納付金について所要の規定を設けること。

（第五十二条から第五十四条まで関係）

六 機構の不要財産に係る国庫納付等に関する規定について、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の規定を準用するものとする事。

（第五十五条関係）

第二 その他

その他関係政令の規定の整備を行うものとする事。

第三 施行期日

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行するものとする。

（附則関係）